平成２４年（フ）第１０１８５号
神奈川県横浜市泉区和泉町4822－１　ファミール泉Ａ202
債務者　上田　智之
１　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１８７号
東京都大田区南六郷１丁目14―10―202
債務者　萩原　孝一
１　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７８３号
横浜市港北区樽町１丁目７番11号　南風荘１号
債務者　中村　　守
１　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３３４号
大阪市平野区喜連７丁目３番１―308号
債務者　箕浦　賢宏
１　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６５号
東京都清瀬市松山２丁目２番５号ライオンズマンション202号
債務者　大竹　美和（旧姓高木）
１　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月25日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４１２号
岡山市北区柳町１丁目４番６―501号
債務者　山岡　廣之
１　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１３号
岡山市北区柳町１丁目４番６―501号
債務者　山岡　悦子（旧姓青谷）
１　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３号
大分県中津市大字東浜988番地１オーシャンビュー302
債務者　中村　英志
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月５日午後３時45分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第５４号
大分県中津市大字中原389番地榊原１号住宅１Ａ－２号
債務者　西久保麻弥（旧姓首高・大石）
１　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月５日午後３時15分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第６１号
大分県中津市大字大貞371番地323
債務者　松尾　智子（旧姓藤本）
１　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月５日午後３時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第６７号
大分県中津市大字一ツ松177番地ハイムナガノ113号
債務者　藤原　　悟
１　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月12日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第１００８３号
東京都東大和市上北台２丁目902　上北台住宅６―201
債務者　池部　　恵
１　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１２８号
東京都杉並区和田１丁目43―11　救世軍婦人寮
債務者　河本奈保子
１　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１３７号
東京都板橋区徳丸３丁目36―18―103
債務者　多賀　　志
１　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１５３号
東京都江東区大島７丁目12―30
債務者　日當　浩子（旧姓齋藤）
１　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部